

## 令和6年度 第4回中郷区地域協議会次第

日 時:令和6年7月22日(月)18時00分～

場 所:中郷コミュニティプラザ ホール

### 1 開 会

### 2 報 告

交通規制の見直しについて (妙高警察署 交通課)

### 3 協 議

自主的審議事項「中郷区型コミュニティバスのあるべき姿」について

(1) 「(仮称) さとまるバスの運行による検証事業」について (資料No.1)

(2) 「子どものい～場所開設事業」について (資料No.2)

### 4 その他

・粗大ごみ等の出し方における経過と現状について (資料No.3)

### 5 閉 会

市屋交差点

国道 18 号 関山方面からのオフランプの状況



至 姫川原

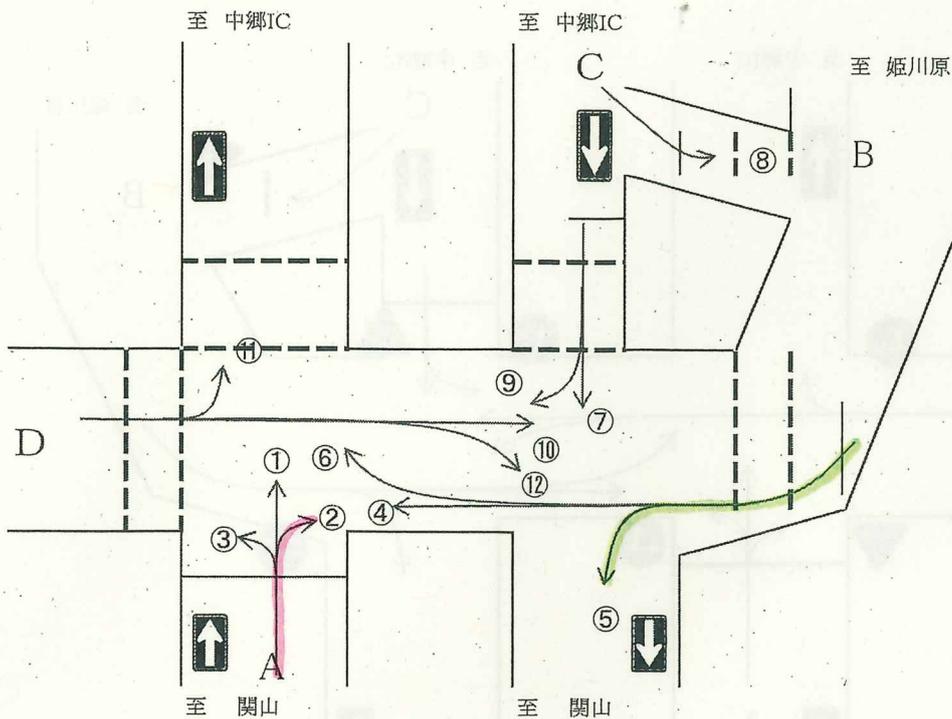
県道新井中郷線 姫川原方面からの状況



至 関山

至 姫川原

交差点交通量調査(市屋交差点)



(朝 令和5年9月6日(水) 7:00~8:00)

			主道路(道路名)									従道路(道路名)						合計
			A流出部			B流出部			C流出部			D流出部						
			直進 ①	右折② 普通 大型	左折 ③	直進 ④	左折⑤ 普通 大型	右折⑥ 普通	直進 ⑦	左折 ⑧	右折 ⑨	直進 ⑩	左折 ⑪	右折 ⑫				
7:00	~	7:15	0	11	5	0	0	23	0	3	0	0	0	0	0	0	0	42
7:15	~	7:30	0	35	1	0	0	40	0	4	0	0	1	0	0	0	0	81
7:30	~	7:45	0	42	0	0	1	34	1	1	0	0	0	0	0	1	0	80
7:45	~	8:00	0	42	1	0	0	31	0	1	0	0	1	0	0	0	0	76
合計			0	130	7	0	1	128	1	9	0	0	2	0	0	1	0	279

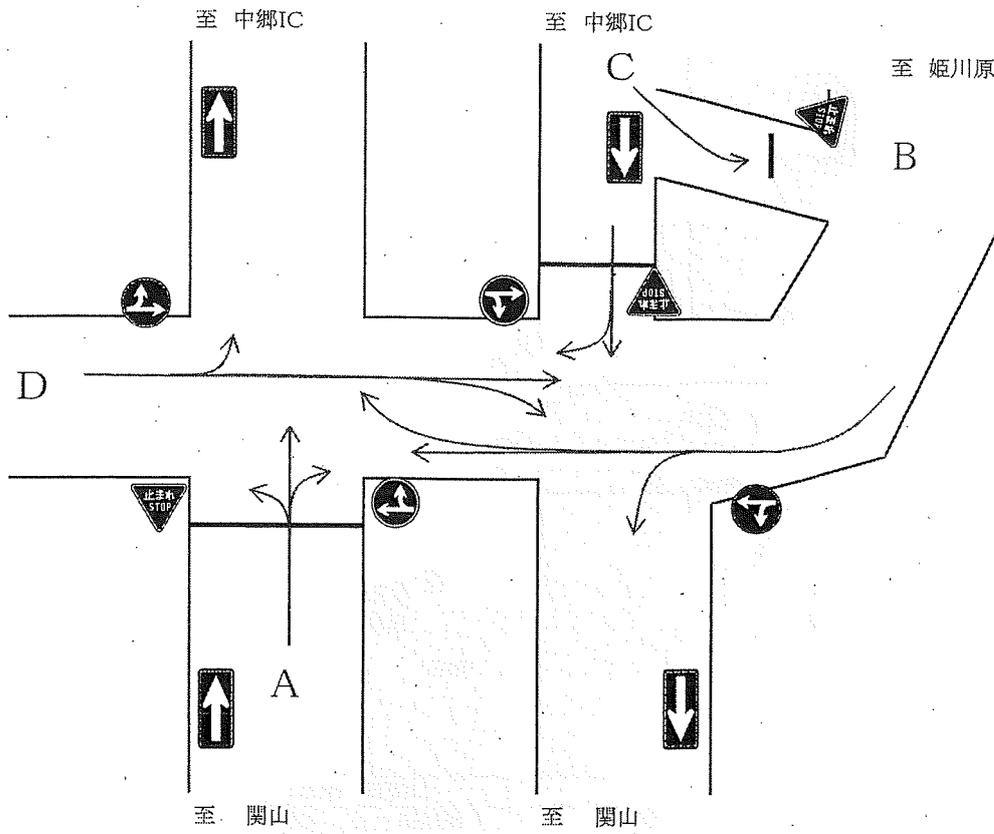
※ 横断歩行者なし

(夕方 令和5年9月15日(金) 17:00~18:30)

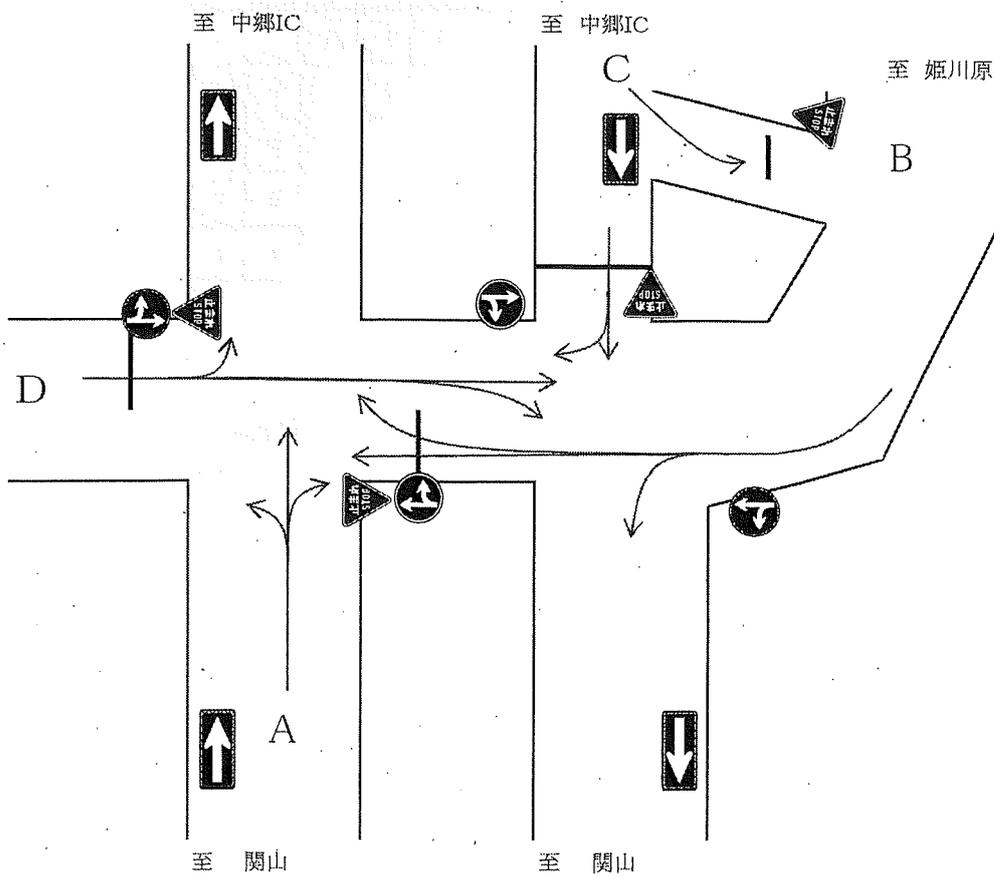
時間			主道路(道路名)									従道路(道路名)						合計
			A流出部			B流出部			C流出部			D流出部						
			直進 ①	右折② 普通 大型	左折 ③	直進 ④	左折⑤ 普通 大型	右折⑥ 普通	直進 ⑦	左折 ⑧	右折 ⑨	直進 ⑩	左折 ⑪	右折 ⑫				
17:00	~	17:15	0	16	0	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40
17:15	~	17:30	0	32	2	0	0	24	0	1	0	0	0	0	0	0	0	59
17:30	~	17:45	0	31	0	0	0	22	1	1	0	0	0	0	0	0	0	55
17:45	~	18:00	0	22	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36
18:00	~	18:15	0	21	0	0	0	35	0	4	1	0	0	0	0	0	0	61
18:15	~	18:30	0	14	0	0	0	29	0	1	0	0	0	0	0	0	0	44
合計			0	136	2	0	0	148	1	7	1	0	0	0	0	0	0	295

※ C流出部の左折⑧については、調査時間中7台左折流出。横断歩行者なし

安全対策案 1



安全対策案 2



■令和7年4月に互助の取組の運行開始スケジュール（R6. 7. 22現在）

	R6年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7年1月	2月	3月	4月	
地域協議会/ 検討委員会	・（仮称）さとまるバス運行①			（仮称）さとまるバス運行②										
	4/22 第1回	5/27 第2回	6/24 第3回 （中間まとめ）	7/22 第4回	8/ 第5回	9/ 第6回	10/ 第7回	11/ 第8回	12/ 第9回	1/ 第10回	2/ 第11回	3/ 第12回		
	5/28 検討委員会 6/18 検討委員会			（随時）まちづくり振興会の検討内容に合わせて開催										
上越市  （○印は交 通政策課が 主体）	4/24 町内会長連絡協議会	第2回中郷区町内会長連絡会議 互助輸送への転換周知												
	互助運行実施団体との協議 6/24 理事会にて承認													
	7/5第1回中郷区公共交通懇話会 （乗合タクシーの廃止及び互助の運行への転換）				第2回中郷区公共交通懇話会 （路線廃止と互助の運行開始について）									
	○6/28 運行準備に関する協定締結（令和6年度分）				○上越市活性化協議会 （路線廃止と互助の運行開始について）								○運行に関する協定締結（令和7年度分）	
	○アイエムタクシー、妙高市との協議			○次年度予算要求作業										
	○（随時）ハイヤー協会、運輸局、妙高市との協議													
中郷区まち づくり振興 会（実施主 体）	ルート・ダイヤ、料金、受付方法、運転手など運行内容の決定										停留所設置（必要に応じて）			
	車両購入リース契約（3月までに納車）										納車 試行運行			
	7/10 運転手講習受講（3人） 運転手募集				11/25 運転手講習受講									
	登録手続きに向けた書類準備など 県への登録手続き													
	6/28 運行準備に関する協定締結（令和6年度分）													運行に関する協定締結（令和7年度分）
	互助輸送の住民周知										互助輸送開始			
アイエムタ クシー	路線廃止の届出										路線廃止			

友達の家が遠く、  
遊びに行けない

送迎が大変！  
親同士にも遠慮が...

子どもだけで  
遊べる場所が  
ほしい

少人数の限られた環境の  
中で、子ども達の将来の  
コミュニケーション能力  
が不安

令和6年度 上越市（中郷区）地域独自の予算事業

# 子どものい～場所開設事業

「子どもが気軽に集まり、子ども同士で自由な活動ができる場所」  
そんな「居場所」を探るため、2学期から「い～場所」を開設します。



- <開設時間> 放課後～午後5時30分  
※開設日によって変更になる場合があります。
- <参加費> 無料

参加者の募集は、2学期の始め頃に本事業の委託先である中郷区まちづくり振興会からご案内します。

子どもの参加にあたり、次の事項をご承知おきください。

- 通常と異なる下校になるため、校門から居場所までは中郷区まちづくり振興会が管理監督します。
- 終了時間に合わせて、保護者等のお迎えをお願いします。
- お迎えに来れない場合は、中郷区まちづくり振興会が送迎します。自宅でのお出迎えをお願いします。
- 「い～場所」では、簡易的な見守りを行います。基本的には子ども達の自由な時間とします。
- 安全には万全を期しますが、けが等は応急処置のみの対応とさせていただきます。
- 今後の検討に活かすため、参加者される子どもと保護者にアンケート調査をお願いします。

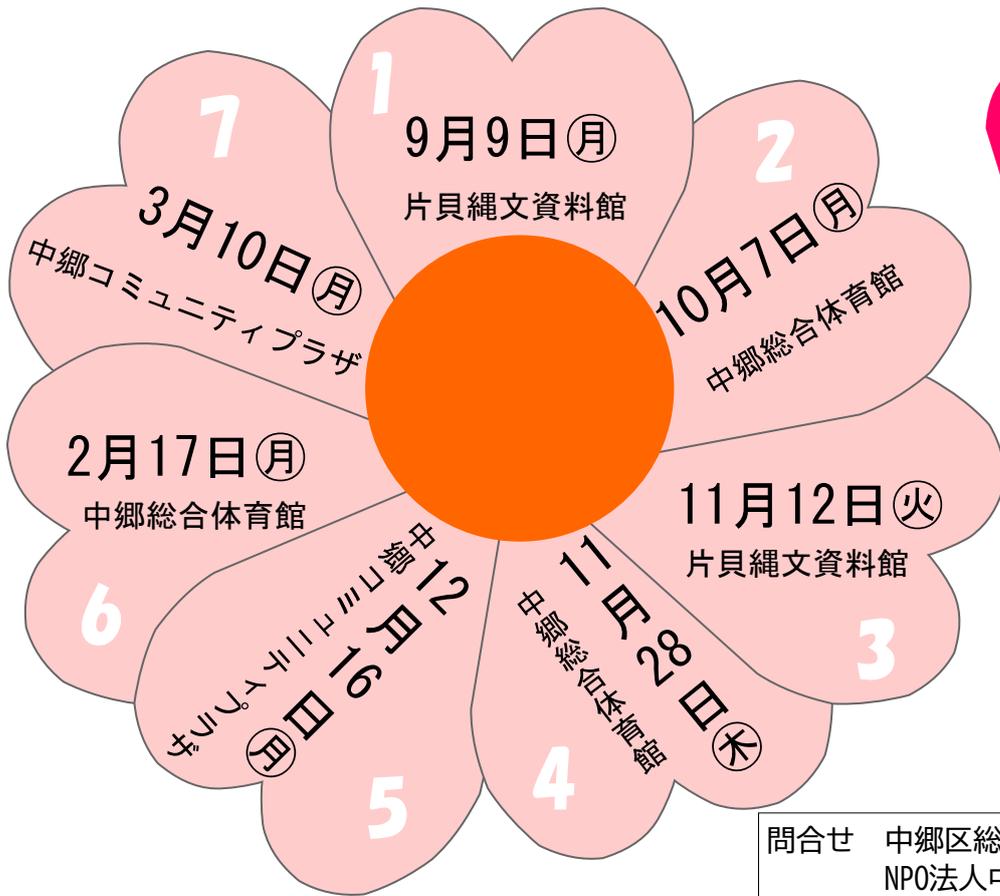
問合せ 中郷区総合事務所 地域振興班 ☎74-2411 または  
NPO法人中郷区まちづくり振興会 ☎74-2455

# 子どものい～場所開設事業

# 参加者募集

「子どもが気軽に集まり、子ども同士で自由な活動ができる場所」  
 そんな「居場所」を探るため、「い～場所」を開設します。

資料No2-2  
 中郷区地域協議会  
 R6. 7. 22



＜開設時間＞  
 放課後～午後5時30分  
 ＜参加費＞  
 無料



開設日、開設場所は変更になる場合があります。  
 変更の際は、事前に参加者にお知らせします。

問合せ 中郷区総合事務所 地域振興班 ☎74-2411  
 NPO法人中郷区まちづくり振興会 ☎74-2455

下記申込書を9月4日(水)までに学校へ提出してください。

キ リ ト リ

## 子どものい～場所開設事業 参加申込書

提出期限: 9月4日(水)

あて先: NPO法人中郷区まちづくり振興会

参加者名	(学年: 小・中 年)
保護者名	(続柄: ) 緊急連絡先

参加日	<input type="checkbox"/> 9/9(月)	<input type="checkbox"/> 10/7(月)	<input type="checkbox"/> 11/12(火)	<input type="checkbox"/> 11/28(木)	<input type="checkbox"/> 12/16(月)	<input type="checkbox"/> 2/17(月)	<input type="checkbox"/> 3/10(月)
終了後の送迎	<input type="checkbox"/> 希望なし <input type="checkbox"/> 希望あり						
連絡事項 (配慮が必要な事項等があればご記入ください)							

お子さんの参加にあたり、次の事項をご承知おきください。□に✓を入れてください。

- 通常と異なる下校になるため、校門から「い～場所」までは中郷区まちづくり振興会が管理監督します。
- 終了時間に合わせて、保護者等のお迎えをお願いします。  
お迎えに来れない場合は、中郷区まちづくり振興会が送迎します。自宅でのお出迎えをお願いします。
- 災害発生等緊急時は、保護者等のお迎えをお願いします。
- 「い～場所」では大人が簡易的な見守りを行いますが、基本的には子ども達が自由に活動する時間とします。
- 安全には万全を期しますが、けが等は応急処置と保険適用範囲での対応とさせていただきます。
- 参加者される子どもと保護者にアンケート調査をお願いします。

## 粗大ごみ等の出し方における経過と現状について

### 1 【これまでの経過】

時 期	事 項
H27. 12. 16	地域協議会にて新井頸南広域行政組合の解散について報告
H28. 7. 28～8. 2	新井頸南広域行政組合の解散に伴う市民説明会を開催 (各地区 5 会場及び区内全域対象 1 会場で開催)
H29. 3. 31	新井頸南広域行政組合 解散
H29. 4. 1～	ごみの分別方法等が変更 中郷区にて特別収集を再開 (年 2 回)
H29. 10. 1～	新クリーンセンター供用開始
H30. 4. 1～	ごみの分別区分が変更
R2. 3. 31	剪定枝の特別収集が終了

※H23～28 収集実績の減から中郷区の特別収集(剪定枝)実施を休止

### 2 【新井頸南広域行政組合解散に伴う H29. 4. 1～の変更点】

- ・指定袋に入らない燃やせるごみは指定シールを貼ることで町内の集積所へ排出可能となった。
- ・剪定枝の出し方が変更となった。
- ・直接クリーンセンターに持ち込む場合は上越市のクリーンセンターへ搬入することになった。

※ 生ごみや資源物については変更なし

### 3 【施設の利用に関する根拠法令】

○墓地、埋葬等に関する法律

第十三条 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、埋蔵、収蔵又は火葬の求めを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではならない。

↓

火葬は求めがあった場合は拒んではならないことから経塚斎場の利用が可能。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

↓

市町村で発生したごみは、その市町村で処理しなければならないことから妙高クリーンセンターへの持ち込みは不可。

平成 28 年 7 月 13 日  
生 活 環 境 課

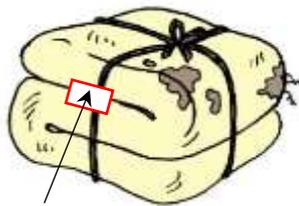
## 新井頸南広域行政組合解散に伴うごみの分別方法等の変更について

平成 29 年 4 月 1 日から、次のとおりごみの出し方、分け方が変わります。

### ■燃やせるごみを出す際に、指定シールを貼って出すことができます

- これまで指定袋に入れられず、新井頸南クリーンセンターに直接持ち込んでいたごみは、重さが 30kg までのものは、分解などして一辺の長さを 50cm 以下の大きさにして、重さに応じた指定シールを貼ることによって、町内の集積所に出すことができるようになります。

#### 例



指定シール

- ・ 布団、毛布、座布団
- ・ カーテン、すだれ、すのこ  
(いずれも材質による)
- ・ 木製家具  
(分解などしてから出す)

#### 指定シールの販売価格 (1枚単位で販売)



大 (30kg まで) …180 円  
中 (20kg まで) …120 円  
小 (10kg まで) … 60 円

※ 布団や毛布は、なるべく小さく折りたたみ、ひもで縛るなどしてから出してください。

※ 一辺の長さが 50cm を超えるものや、重さが 30kg を超えるものは収集できませんので、クリーンセンターに直接持ち込んでください。(次ページ参照)

### ■庭木の剪定枝の出し方が変わります (料金の変更はありません)

- 町内の集積所に出す場合

現在	変更後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木の枝 1 本あたりの長さは <u>40cm</u> 以下、太さは直径 <u>10cm</u> 以下</li> <li>・ 透明または半透明の袋に「枝木」と書いて入れる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木の枝 1 本あたりの長さは <u>50cm</u> 以下、太さは直径 <u>15cm</u> 以下</li> <li>・ 透明または半透明の袋に「枝木」と書いて入れるか、<u>長さ 50cm 以下、直径 30cm 以下の束</u>にする</li> </ul>

○ クリーンセンターに直接持ち込む場合

現在	変更後
・木の枝 1 本あたりの長さは 3m 以下、太さは直径 <b>10cm</b> 以下	・木の枝 1 本あたりの長さは 3m 以下、太さは直径 <b>20cm</b> 以下



※ 選定枝は無料ですが、木の幹や丸太の持ち込みは、有料となります。

■生ごみや資源物の出し方、分け方については、変更はありません

■燃やせるごみを直接クリーンセンターに持ち込む場合

○ 持込み先が変わります

現在	変更後
新井頸南クリーンセンター	第1クリーンセンター 第2クリーンセンター

※現在、整備を進めている新クリーンセンターの稼動については、改めてお知らせします。

○ 第1・第2クリーンセンターの所在地等

施設名	所在地	連絡先	搬入時間
第1クリーンセンター	上越市東中島 2588	025-543-2809	8 : 30～11 : 30
第2クリーンセンター	上越市東中島 2963	025-543-1897	13 : 00～16 : 30

※ 休業日：日曜日・1月1日～1月3日

※ 新井頸南クリーンセンター：土曜日は 8 : 45～11 : 45

○ ごみ処理手数料

10kg までごとに 30 円

※ これまでと同じで、変更はありません。

※ 指定ごみ袋またはシールを使って持ち込んだ場合は、クリーンセンターでごみ処理手数料を負担いただく必要はありません。

○ 案内図

